

9月20日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時59分開議）

○議長（玉利道満君） 会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

○議長（玉利道満君）

日程第1、議案第64号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件

日程第2、議案第69号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）

日程第3、議案第70号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第1号）

日程第4、議案第71号 平成25年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第5、議案第72号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）

日程第6、議案第73号 平成25年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7、議案第65号 始良市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の件

日程第8、議案第66号 工事請負契約の締結に関する件

日程第9、議案第67号 財産の取得に関する件

及び

日程第10、議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）

までの10案件を一括議題とします。

○議長（玉利道満君） これらの案件については、9月6日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

なお、7名の議員から質疑の通告がなされております。順次発言を許します。

まず、5番、田口幸一議員の質疑を許します。

○5番（田口幸一君） それでは、順に質疑してまいります。

議案第64号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件について、通告は、検定対象機械器具等の14品目とは何か、説明を求めます。

次に、議案第66号 工事請負契約の締結に関する件について、（1）変更後の予算額は4億8,502万8,000円であります。今回の契約金額は、2億5,777万5,000円であります。建築、電気、給排水設備、空調設備の工事はどのようになっているのか。外構工事及び備品購入については、どのようになるのですか。（2）起債、国・県補助金、一般財源は幾らか。

次に、議案第67号 財産の取得に関する件について、（1）プロポーザル方式ということだが、何社から提案があったのか。（2）提案があった企業名と金額を明らかにしてください。（3）学校給食あり方検討委員会等でどのような審査が行われたのか。（4）起債、国・県補助金、一般財源は幾らですか。

次に、議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）について、9ページ、安心こども基金2,495万3,000円の内容を説明してください。

10ページ、31ページ、介護基盤緊急整備事業補助金7,620万円の認知症高齢者グループホームは幾つあるのか、そして何人ですか。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

なお、教育費関係のご質疑につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第64号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑について、湯川議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

今回の改正は、総務省消防庁の予防行政のあり方に関する検討会において、使用実態等を踏まえた検討が行われ、日常点検等において一定の性能を確認することが可能であることから、検定対象機械器具等のうち、消防用ホースと、消防用ホース及び消防用吸管に使用する結合金具の2品目が削除され、12品目に見直されたものであります。

なお、改正前の検定対象機械器具等の14品目の内訳は、消火器、消火器用消火薬剤、泡消火薬剤、火災報知設備の感知器または発信機、火災報知設備またはガス漏れ火災警報設備に使用する中継器、火災報知設備またはガス漏れ警報設備に使用する受信機、住宅用防災警報器、閉鎖型スプリンクラーヘッド、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備または泡消火設備に使用する流水検知装置、スプリンクラー設備等に使用する一斉開放弁、金属製避難ばしご、緩降機の12品目と、今回削除される消防用ホース、消防用ホース及び消防用吸管に使用する結合金具の2品目であります。

また、現在までの必要性としては、一定の形状や性能等の技術上の規格を定め、また品質を検査、確認するため必要であることから、有効なものであると考えております。

次に、議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）についての1点目のご質疑にお答えいたします。

国の安心子ども基金を活用した保育士等処遇改善臨時特例事業であり、市内13か所の私立認可保育所職員約310人の賃金改善額分と、それに伴う人件費、消耗品費等の事務費に要する費用で、補助率10分の10の国庫補助金であります。

2点目のご質疑について、湯川議員と笹井議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

この介護基盤緊急整備事業は、できる限り住みなれた自宅や地域で生活が継続できるよう、在宅サービスや地域密着型サービスの充実のために、県事業を活用して介護施設等の整備を支援するための事業であります。

補助の内容につきましては、認知症高齢者グループホーム1施設、入所定員18人を建昌小学校区に、小規模多機能居宅介護事業所1施設、登録定員25人を錦江小学校区に新設するのに要する建設費及び備品購入等の開設準備経費の補助であります。なお、施設名については、未定であります。

これまで本事業による施設開設関係の補助につきましては、認知症高齢者グループホーム2施設と小規模多機能居宅介護事業所1施設に補助いたしております。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第66号 工事請負契約の締結に関する件についての1点目と2点目のご質疑につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

小学校給食室別棟整備事業の平成25年度の予算額は2億826万7,000円で、26年度は債務負担行為として4億8,502万8,000円を計上し、総事業費が6億9,329万5,000円となります。総事業費に対す

る財源の内訳は、国庫補助金として学校施設環境改善交付金が5,600万2,000円、補助分にかかる地方債が5,030万円、単独分にかかる地方債が4億3,530万円、残りは一般財源として1億5,169万3,000円となります。

今回提案いたしました工事請負契約金額の2億5,777万5,000円は、建物の工事にかかるものであり、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事については、条件つき一般競争入札により契約が成立しており、総額2億4,800万円であります。外構工事と備品購入については、平成26年度に予算を執行する計画にしておりますが、厨房設備導入の契約については、建物の建設との関連があるため、議案第67号で提案しているとおりであります。

議案第67号 財産の取得に関する件についての1点目と2点目のご質疑につきましては、笹井議員と里山議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

小学校給食室別棟建設費に伴う厨房設備導入については、平成24年度に始良市立小学校給食室別棟厨房設備選考委員会を設置し、本市に指名登録している県内業者8社のうちから、これまでの取引状況が良好であること、また自社製造が可能であること、アフターメンテナンスが迅速に対応できることを基準として、企画提案業者4社を選定し、企画提案書を提出させて、それに基づいてプレゼンテーションを実施したところであります。

提案につきましては、仕様書に基づいて会社の概要や納入実績、厨房設備配置図や厨房機器リスト、アフターサービス体制が主な内容として提示されました。提案があった4社の金額は、日本調理器株式会社鹿児島営業所が9,100万円、株式会社中西製作所鹿児島営業所が1億2,600万円、ホシザキ南九株式会社鹿児島営業所が1億9,205万840円、鹿児島アイホー調理機株式会社が1億3,900万円でありました。プロポーザル方式は金額を競う入札とは異なり、企業の技術者の技術力及び提案内容を評価して業者を選定するものでありますので、選考委員会において審査した結果、作業や食材の動線に配慮した厨房設備が配置され、安全・安心な給食提供が可能であることや、県内外において納入実績が高く信頼できること、アフターサービス体制も整備されていることが評価され、最優秀企画提案者として株式会社中西製作所鹿児島営業所を選定したところであります。

学校給食施設は、設計段階において栄養教諭などの意見を取り入れて整備する必要があることが学校給食衛生管理基準に示されていることから、本市の栄養教諭2人と学校給食調理員1人を含めて設計協議を重ねた結果、今回提案いたしました金額となったところであります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

学校給食在り方検討委員会は、本市の学校給食が安全・安心で質の高い給食を安定的に提供するとともに、効果的で効率性の高い事業運営を円滑に行うことを目的に、今後の本市における学校給食の在り方について、基本的な方向性を検討するために設置したものであり、今回の厨房設備導入についての審査を行っておりません。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

小学校給食室別棟整備事業の平成25年度の予算額は2億826万7,000円で、26年度は債務負担行為として4億8,502万8,000円を計上し、総事業費は6億9,329万5,000円となります。総事業費に対する財源の内訳は、国庫補助金として学校施設環境改善交付金が5,600万2,000円、補助分にかかる地方債が5,030万円、単独分にかかる地方債が4億3,530万円、残りは一般財源として1億5,169万3,000円となります。

以上、お答えいたします。

○5番（田口幸一君） それでは、議案第64号から順次質疑してまいります。

まず、今の答弁をいただきましたが、副市長のほうから。まず1点目は、ゆっくり申し上げます。始良市消防本部、始良分遣所、蒲生分遣所に、今答弁、説明がございました、これらの全ての検定対象機器器具等が設置されているのか、設置されているというふうには私は認識しますが、設置されておりますか。そして、このことによって始良市民の安心・安全が守られるとお考えですか。

それから、私も購入したんですが、この答弁の中にも出てきました火災報知機の普及率は、きのう現在で幾らになっておりますか。

次、議案第66号、立派な参考資料をいただきました。もう何も言わないように、これは、どこですか、工事監査監のほうから出たんですかね、これは。これについてお尋ねをいたします。

まず、1点目は、福永・山藤特定建設共同企業体の、ここに出資割合というのがあります、右から2番目に。出資割合は65対35となっておりますが、この入札に参加した企業体が5企業体あります。それぞれ65対35、60対40、65対35、70対30、70対30というふうになっておりますが、そこでお尋ねをします。この出資割合、福永・山藤特定建設共同企業体の65対35はどのようにして決まるか、私は事務しかわかりませんので、こういうことはわかりませんので、お尋ねをいたします。

それから、2つの企業体の規模は、たしか私は2つともA級だと思っています、建築に対して、じゃないですかね。間違っておったら、またそれを説明してください。

2つのこの企業体、福永・山藤の規模は、大体同じぐらいじゃないかと思うんですが、そこ辺のところを詳細に説明をしてください。

それから、この参考資料に掲げてございますが、管理技術者、主任技術者、現場代理人について説明してください。

3点目、これもこの参考資料に書いてございますが、株式会社創建の主任技術者、これは長野貴子さんと読むんですか、長野貴子氏は、具体的にどのような資格を有しておられるのか、女性でただ一人なんですよね、これ、主任技術者の欄に掲げてございます。

それから、4点目、有限会社川野建設、株式会社岩井田工業特定建設企業体、もう一つ、大英・井上特定建設共同企業体は、理由があつてと思うんですが、なぜ辞退されたのですか。書いてあります、ここに辞退というのは、参考資料に。こんな詳しい資料が出ているから目につくんですよ。

それから、5番目に、これは教育委員会のほうですかね、始良市増田地内の三叉小学校跡地に建設されるが、環境整備はどのようになされるのか、これが別棟が建設され、もう入札が済んで仮契約、きょうの議会で議決になれば本契約ということで準備にかかると思うんですが、環境整備、今まであそこの広場は、三叉小学校跡地は多くの少年野球等が使用していた、私もその現場を見ております。だから、環境整備はどのようになされるのか、お尋ねをいたします。

それから、答弁の中で出てきましたけど、この栄養教諭及び給食調理従事員はどのように配置されるのですか。ここに、答弁の中の11ページに、これは1行目から2行目にかけて、本市内の栄養教諭2人と学校給食調理員1人を含めて協議を重ねたということですが、私がここで尋ねているのは、今後この給食別棟が立派なのができるわけです。これも松原なぎさ小学校と同じように、県内一、全国一の給食別棟が建築されると思います。だから、そこに栄養教諭及び給食調理従事員はどのように配置されるのか。何名という、その辺もお聞かせください。

それから、これは次の食物アレルギーを持つ児童や、これは提案理由の中に書いてありました、詳

しく。食物アレルギーを持つ児童や園児はどれぐらいいるのですか。食物アレルギーについて私はわかりませんので、具体的に説明をしてください。

私の後に6人の方が質疑を控えていらっしゃいますので、もうまとめてやります。

次に、議案第67号 財産の取得に関する件について。

その1点目は、財産の取得または処分の予定価格は2,000万円以上となっているちゅう、これに書いてあります。参考資料を提出していただきました。ここに書いてありますね。なっているが、2,000万円というこの金額は、これから判断、私は素人ですから、2,000万円という金額から判断すると、これは全部県外の業者で、1つは違いますかね、ホシザキ、県外の業者で鹿児島に営業所を持っている全国的な企業だと思うんですが、そこで、始良市内の業者はいなかったのか、これに提案、プロポーズしなかったのか、提案しなかったのか、そこをお聞かせください。

それから、これについての2点目ですけど、この参考資料の中に詳しくカラーで書いてありますが、カラー写真で。設備内容は、高速度ミキサー等の調理機器等、もう全部は申し上げます。これは一番最初に書いてありますから。最新のものが設置されると私は考えます。

そこでお尋ねをいたします。このことによって現在の自校方式、加治木学校給食センター、蒲生学校給食センターにおいても、今じゃないですよ、将来この立派な施設ができ上がるわけですから、将来見直しがあるのか。

次に、議案第68号、9ページ、安心こども基金2,495万3,000円の内容を説明してください。答弁では、国の事業で10分の10、県を通じて始良市に来るということですが、そこでお尋ねをいたします。始良市内の認可保育園で、次ですから、正規職員、非正規職員はそれぞれ何人か、これの始良市内の認可保育園で待遇が悪いということで提案理由に書いてありますよね。また、正規職員、非正規職員の待遇はどのようになっていますか。

それから、市民からも議員からも私に聞かされたんですけど、これはどうですかね、聞いて、あげんなこと聞っち言われるかもわかりませんが、最近、エミール保育園の園長さんが、公職選挙法違反になりました。そして、この園長さんは、自分のところの職員を鹿児島市内で数千円渡し、そして飲食でもてなしたということですが、このことが今度のこの議案第68号の一般会計の補正予算について、こういうことが使われるということについて、これは市長または副市長が答弁して下さったほうが、これはそういうふうを考えるんですが、でなければ担当課長でもいいです。これは市民の人から、ああいうことが起きたということで、議員の人からも田口さん聞いてみっくいやんということで、急遽こういう質疑を行いました。（発言する者あり）

○議長（玉利道満君） 全部やってください。最後で言いますから。質疑を続けてください。

○5番（田口幸一君） それから、議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）について、これまで10ページと31ページですが、認知症高齢者グループホームとなっているが、これはこの提案要旨では、高齢者というふうになっておりますが、私はここでお尋ねしたいのは、始良市内の若年認知症の実態はどのようになっているか、これを尋ねたいわけです。

それから、よくわかりませんが、アルツハイマーという言葉を使いますが、アルツハイマーとはどのような状態か、違いを説明してください。

2回目は以上です。

○議長（玉利道満君） 田口議員、先ほど緊急に出しましたというエミールというのが出ましたけども、これは適当でない質疑だと思いますので、答弁はさせません。

○5番（田口幸一君） それじゃ議長。

○議長（玉利道満君） まだありますか。

○5番（田口幸一君） ただいまの件につきましては、議長のほうからも、また議員席のほうからも適当でないという、ふさわしくないというお言葉がありましたので、これは取り消します。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

3点ほどご質疑ございましたけども、この14品目につきましては、消防用設備の検定対象機械器具等でございます。消防署のほうにございます対象といたしましては、消火器、それから消火器用の消火薬剤、そして住宅用の防災報知機、それと今回削除されますホース及び金具等でございます。

それから、安心・安全は守れるかということでございますが、こういった検定をすることによって市民の安心・安全を守れるというふうなふうに思います。

それから、火災報知機の設置率でございますけども、6月1日現在でございますが、全国で79.8%、そして県で85.1%でございます。本市は8月末で81.7%でございます。

以上です。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

工事監査のほうには5点ほどのご質疑だったと思います。

まず、出資割合についてでございますが、どのようにして決定されるかということでございますけれども、出資割合につきましては、始良市建設共同企業体入札参加資格取扱要綱の中に規定がございまして、構成員の出資比率ということで、共同企業体の各構成員の出資比率は、当該共同企業体の構成員の数の逆数に10分の6を乗じて得た率以上の比率でなければならないというふうになっております。

ですので、今回は2社での組み合わせということで、2分の1掛けの10分の6ということで、2社の場合は最低が3割以上というふうになります。最低が3割以上ということで、今回の工事につきましては、福永・山藤のほうでそれ以上の、最低がそれ以上の率というふうなことで協議をされて今回の出資割合になったものだというふうに理解をしております。

それから、2つの企業の規模は、両方ともA級ではないかということでございますけれども、福永建設株式会社につきましては、資本金が3,800万円でございます。それから、特定建設業の許可を建築のほうも得られております。なお、建築関係の資格の保持者が10名ほどいらっしゃいまして、土木関係合わせて技術者数が23名ほどでございます。

次に、山藤建設でございますけれども、資本金3,000万円というふうになっております。なお、山藤建設さんのほうは、特定建設業ではございまして、一般建設業というふうになっております。建築関係の資格保持者が5名いらっしゃいます。土木と合わせまして技術者が総数11名というふうに届

け出が出ております。

次に、管理技術者、主任技術者、現場代理人についてでございますけれども、管理技術者につきましては、発注者から直接建設工事を請け負ったもの、いわゆる元請で建築一式工事におきましては4,500万円以上を下請契約して施工する場合に必要でございます。今回の工事につきましては、金額も大きくて、いわゆる親となる企業のところには管理技術者の配置を、専任の技術者配置を求めているものでございます。

また、構成員のところの会社には主任技術者、これにつきましても、専任の技術者を要件の中に加えております。現場代理人につきましては、特に資格は必要ないですけれども、やはり現場に常駐ということが義務づけられております。

それから、創建の長野貴子さんでございますが、資格は2級建築士でございます。

それと、川野建設、岩井田、大英・井上の辞退の理由ということでございますが、今回の給食別棟につきましては、松原なぎさ小学校と、いわゆる公告をしまして閲覧期間が重なっておりました。そのようなことから、入札自体は松原なぎさ小のほうが約1週間ほど早かったんですけれども、今回の給食別棟のほうには、松原なぎさ小学校の開札により専任の管理技術者、主任技術者の配置ができない場合は辞退届を提出することということで公告文に載せております。これは建設業法に専任でなければいけないというふうに決まっておりますので、そういう配置ができない場合は辞退をするようにということで公告文に載せておりましたので、それに伴う辞退だというふうに認識をしております。

以上でございます。

○教育長（小倉寛恒君） 5点のご質問のうち、3点ほどまずお答えいたします。

栄養教諭、給食調理員はどのように配置されるかということにつきましては、栄養教諭については、今現在、建昌小学校に1人配置されております。このままこの新たな給食施設にも配置されると思いますが、最終的には県教育委員会の定数担当課と合議して、その上で最終的には決定されるということでございます。

それから、給食調理員については、現在のところ15人ほど予定をしておるところでございます。

それから、食物アレルギーはどのようなものかということですが、特定の食べ物を摂取することによって、皮膚とか、あるいは呼吸器、消化器、あるいは全身にアレルギー反応が生じる、そういった症状が出る子どもたちのことを食物アレルギー疾患患者というふうに呼んでいるわけですが、原因食品というのは非常に多岐にわたるわけですが、乳製品、鶏卵、小麦、そば、魚介類あるいは果物、肉類、落花生、大豆、こういったものが主に食物アレルギーの原因となるものでございます。

それから、人数としては、これはこの後に湯川議員のご質問もございますけど、始良市全体としては、162人が今アレルギーの、いわゆる反応の出る子どもとして届け出のある子どもたちでございます。

それから、最新の機器が導入されるということで、他の施設の見直しがあるのかということについては、一般質問の中でもお答えしてまいっておりません。現在、在り方検討委員会で始良の今後の給食施設をどうするかということについては、いろんなご意見を伺っているところでございます。

現在、既存の施設でぐあいの悪くなったものは修理したり、あるいは取りかえたりということで今に対応しているところでございます。（「もう一つ」と呼ぶ者あり）

○教育部長（小野 実君） 2点ほどお答えいたします。

まず、今回建設する三叉小学校跡地の環境問題でございますが、一応建設する予定は、あれの用地の約2分の1を使用する形になります。

今現在、議員が仰せのとおり、ソフトボールとかバレーとか、スポーツをされてそこを利用されての方々がいらっしゃると思うんですけど、今回この建設することにおいて、ちょっと使用できません。

ただ、そのことに関しては、近隣の地域の自治会長さんたちにもちょっとお願いに上がりまして、了解いただいておりますので、建設の期間中は使用できないという形をお願いすることとし、残りの終わり次第、2分の1については、原形を復旧して何かの利用できるような形に同様にしておるところでございます。

それから、2点目の市内業者の件でございますが、今回、始良市に登録されている県内の業者の8社をまず選定しまして、その中に市内業者は入っておりません。

ただ、なぜかと言いますと、この厨房機器の今回は自社製造が、皆さんのほうに参考資料で出しておりますけど、写真入りで。相当大きな調理器具になりますので、それを自社製造できるところとアフターサービス等のちょっと基準を設けましたので、それには市内の業者はまず該当しない。今回8社した中で、残りの4社についても、そういうような状況があったために、今回残り自社製造といういろんなものが対応できるものところをお願いしたという形でございます。

以上でございます。

○福祉部長（脇田満穂君） 福祉のほうでは2点ほどご質問いただいております。

まず、私立の認可保育所のほうの正規・非正規の人数につきましては、後ほど担当課長がご答弁申し上げます。

また、待遇等につきましてもですが、現在、今回の保育士等処遇改善臨時特例事業につきましては、平成25年4月から明けて6月までの1年間ということで、私立の保育所に勤務する職員、非常勤を含めてそうなんですけど、非常勤で役職員は除きます。臨時職員を含めて、賃金改善をしていただく額を今回計上させていただいております。現在の給与等を確認等はいたしてございません。

ただ、幾分知り得る金額等がありますので、後ほど担当課長から答弁させていただきます。

○福祉部児童福祉課長（日高 朗君） お答えいたします。

市内の認可保育所の正規・非正規職員の数とその待遇ということで、給与実態のことだと思いますけれども、認可保育園の4月1日現在の県に報告した調査によりますと、これは常勤と非常勤ということで調査をしておりますけども、常勤の方が211名、それから非常勤の方が100名、合わせて311名ということになります。

それから、認可保育所の待遇、給与実態等でございますが、先ほど部長のほうからも答弁がありましたように、今回の保育士等の処遇改善臨時特例事業では、民間の保育所の給与実態までは求められておりませんので、その実態は把握をしておりますところでございますけども、実は昨日、参考までにということで、ある一保育園にお聞きいたしましたところ、その保育園では11年勤務の方で19万9,600円、これは50代の方でございますが、4年勤務の方で16万5,000円、新規に採用された方、短大卒でございますが、15万5,000円ということで伺ったところでございます。

以上でございます。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇 裕君） 認知症関係で2点ほどいただいております。

まず、若年の認知症の方はどのくらいいらっしゃるかとということでございますが、ここにつきましては、さきの一般質問のほうでもお答えしておりますけど、認知症高齢者の判断基準といたしまして、2Aというのがございますが、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できるという、この2A以上の方で本年7月末現在で認定者数が3,690人いらっしゃいます。そのうち若年の40歳から64歳までの方が88人認定を受けていらっしゃいますけど、この中でその2A以上の方が37人、42%の方が介護保険の認定を受けている方の中での人数ということでございます。

それから、アルツハイマーとはどういうことかということでございますが、認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活する上で支障が出てくる状態ということで、アルツハイマー病とか、それから脳梗塞による脳血管性の認知症というのがございます。この中でアルツハイマー型認知症では、記憶の部分では軽い状態といたしましては、日時が不確かで約束を忘れる、物のしまい忘れが多くなるという状態で、中程度になると、物忘れがひどくなり、最近の出来事を忘れる状態となり、重くなりますと、自分の年齢や家族がわからない、自分のいる場所がわからないといった症状というか、状態になるようでございます。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） それでは、この議案第66号の、先ほど池田工事監査監が詳しく答弁していただきましたが、この福永・山藤建設共同企業体で、今回の場合は福永建設が代表者、山藤建設が構成員というふうになっておりますけど、いずれもA級だと言われましたね。山藤建設は資本金3,000万円で、この技術者が5人と。

次に、一般的なあれでお尋ねをいたします。この山藤建設株式会社がほかの、今後受注される場合に、これも代表者になる資格があるのかどうか、これが1点。

それから、議案第68号で、今、日高課長が答弁していただきましたが、この認可保育所の正規職員で勤務年数によって19万9,000円、その次、勤務年数が少なくなると16万5,000円ということでしたが、私もそんなもんだらうというふうには認識をいたします。わかっておったら教えてください。これ重富保育所とか帖佐保育所、始良市立の保育所の、これはたくさん国のほうから今度来て、補正予算が組まれたわけですから、公立の保育所のこの保育士さんと、今19万9,000円、16万5,000円、わかっておったら、また答弁ができるものなら答弁してください。公立のこういう勤務年数でどれぐらいあるのか、差があるのか、それともないのか、それを教えてください。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

山藤建設が今後ほかの工事の代表者となり得るかということでございますけれども、先ほどもちょっと申しましたけれども、建築一式工事におきまして4,500万円以上を、いわゆる元請で建築工事において4,500万円以上を下請に付する場合は、特定建設業が必要になります。

ですので、今回のような共同企業体での発注となりますと、当然そこを踏まえた形での発注、大型工事になりますので、下請が4,500万円以上というのが条件になってくると思いますので、特定建設業がなければちょっと代表者とはなれないのかなというふうに思います。

ただ、そういう4,500万円に下請に出すのがそれに該当しなければ問題ないですけれども、通常JVで出す場合は、大規模工事になりますので、特定建設業を持った人が代表者ということで考えております。

以上でございます。

○福祉部児童福祉課長（日高 朗君） お答えいたします。

民間の給与と、また市のほうということでございましたが、先ほど民間の分につきましては、一保育園のものでございますので、対比はできないかと思いますが、参考までに市の保育士は17名おまして、50代が6名、40代が4人、30代が7名ということでございますが、30代で平均給与というのは26万1,000円程度でございます。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） これで田口議員の質疑を終わります。

田口議員と重複している質疑者が湯川議員、笹井議員、里山議員です。重複している項目について質疑ありませんか。

○13番（湯川逸郎君） 議案第64号の分を質疑いたします。そしてまた、別なもんもありますので。

64号の始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件でございますが、この中で本質的にる述べられましたので、私としては、別件の中身において質問していきたいと思っております。

その中におきまして、条例改正前の消防用ホースは、消防本部あるいは始良分遣所、蒲生分遣所及び各地域の分団に含めて、現在どれだけを保有しているのか。

また、今回の改正によって消防用ホースは、各分団と入れかえを考えていかれる考えなのか。また行おうとしたら、予算措置はどのようなもので、国からの補助金等を活用して入れかえを行うのかを、まず64号につきましてはお聞きしたいと思っております。

次に、一般会計補正予算の7号におきまして、社会福祉施設7,620万円の件につきましてお聞きしたいと思っております。

るる答弁がございましたが、私としましてはお聞きしたいのが、この施設を建設するにあたって、どのような方法で事業者選定がされたのか。そしてまた、この事業者選定を行うにあたって、何業者が手を挙げて、事業所として出願されていたのか、この2点についてお尋ねしたいと思っております。

あとは児童福祉施設の件もこの中で答弁がなされましたが、この件につきましては、私は別件尋ねたいと思っております。よろしく申し上げます。

○消防長（黒木俊己君） 3点ほどお聞きでしたけども、ホースの保有数でございますが、消防署のほうでは65mmと50mmの2種類を利用いたしております、中央署が全部で165本、始良が93本、蒲生が101本と、そしてまた消防分団におきましては調査はいたしておりませんが、30部ございまして、平均約20本程度ということで、大体600本程度のホースを保有しているものと思っております。

それから、交換の必要はないかということでございますが、今回の改正は、この検査対象器具等から削除すると、外すということでございますので、今までのホースで使用しますので、必要ではない

と思います。

もし交換をすれば補助金等とはいうことですが、補助金はございません。

以上です。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇 裕君） 2点ほど、選考方法と何社応募があったのかということですが、選考方法につきましては、まず介護保険の事業計画で、整備目標すべき地域密着型サービスを各サービスごと、事業計画の年度ごと、それから日常生活圏域ごとに指定の枠を事業計画の中で位置づけております。

その事業計画に基づいて具体的な指定を行ってまいりますが、本市においては、整備年度ごとに年度当初に募集を行い、応募いただいた各法人の書類及び申請された事業者の代表の方のプレゼンテーションにより、介護保険等推進協議会の中の委員の皆様方に選考していただく方法で行っております。

それから、今回の応募でございますが、今回は認知症対応型グループホームにつきましては、社会福祉法人1法人、それから医療法人・特定医療法人を合わせて3法人、株式会社が2社、有限会社が1社の合計7法人、それから小規模多機能事業所につきましては、有限会社1社、特定非営利活動法人1社の合計2法人からの応募がございました。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（玉利道満君） 笹井議員、ありますか。

○2番（笹井義一君） ありません。

○議長（玉利道満君） 里山議員。これで田口議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、13番、湯川逸郎議員の発言を許します。

○13番（湯川逸郎君） 重複された分につきましてを除いて、別に質問いたしたいと思います。

議案第66号 工事請負契約の締結に関する件で、提案趣旨において、今回、食物アレルギーを持った児童や園児に特別調理室も計画しておりとありますので、このことにつきまして、新設校の松原なぎさ小学校入校予定児童、建昌小学校、それから建昌幼稚園、帖佐幼稚園で現実食物アレルギーの児童あるいは園児がそれぞれ施設ごとに何名いらっしゃるのかをお尋ねいたします。

もう一つの質問は、議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）の中の補正予算書33ページの児童福祉施設1,838万6,000円について、私立保育所に勤務する保育士等の待遇改善の補正とあるが、公立保育所の保育士との対比は、同等の勤務年数でどれだけの差異があるのか。また、保育士等処遇改善臨時特例事業はいつまで続く事業か、この2点についてお尋ねいたします。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

なお、教育費関係のご質疑につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算についての2点目のご質疑にお答えいたします。

市内各私立認可保育所の保育士の賃金につきましては把握しておりませんので、対比はできないところであります。

また、保育士等处遇改善臨時特例事業につきましては、平成25年度事業として実施するものであり、来年度以降につきましては、現在のところ未定であります。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第66号 工事請負契約の締結に関する件についてのご質疑にお答えいたします。

平成27年4月に供用開始する小学校給食室別棟の特別調理室において、調理するアレルギー対応食につきましては、本市で作成した「学校におけるアレルギー対応の手引」に基づいて、26年度末に基本調査を実施し、具体的な対応を行ってまいります。

なお、現在、食物アレルギーを持つ園児・児童数は、建昌小学校が11人、建昌幼稚園が6人です。

以上、お答えいたします。

○13番（湯川逸郎君） 2問につきまして再質問いたしたいと思います。

まず、一般会計補正予算書の7号の分で、児童福祉施設1,838万6,000円についてお尋ねいたします。これは先ほど答弁がございましたが、再度答弁していただきたいと思っております。

児童福祉施設費で保育士の平均的待遇というのは、どのくらいを基準にして考えていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

それと、もう一つが、この事業は単年度事業と答弁されましたが、財源的にも国・県のみであって、やはりこういう補助事業は、引き続き事業を継続されることを私としては望みますが、要望として今後出される考えはないのか、そのあたりをお聞かせください。

次に、議案66号の工事請負契約の締結で、食物アレルギーの件につきましてお尋ねいたしますが、先ほど建昌小学校で11名、建昌幼稚園で6名ということで、2つの施設から出ておりますが、別に先ほど私のほうはお尋ねしましたように、帖佐の幼稚園、これはこれの中に入っているんですかね、建昌小学校11名というのは。今後、新たになぎさ小学校に入校しようとする小学校と、それから建昌小学校と2つに分かれますので、この中は一括して答弁されたのかどうかをお尋ねいたします。

○福祉部長（脇田満穂君） まず、現在の私立の保育所の賃金等につきましては、また後ほど担当課長のほうでご答弁させていただきます。

それから、単年度であるということにつきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

今示されておりますのは、国から今年度ということでございます。来年度以降につきましても、今議員のほうからご指摘がありましたように、1回きりではと思うのは、私どもも一緒でございます。来年度以降につきましては、現在のところ言及することはできませんが、今後は子ども・子育て会議、その他の中でやはりこういう保育士の確保というのは、現在の一番の、建物は全国的にもできて、その保育士の確保というのが新聞紙上等でも出ておるところでございます。それにつきましては、本市も子ども・子育て会議などで今後議論をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○教育長（小倉寛恒君） アレルギー対応の必要な子どもは、先ほど申しあげましたように、建昌小学校で11人、建昌幼稚園で6人ということで、帖佐幼稚園はおりません。

それから、新設の小学校は、分離新設するわけですから、11人の分、もちろん卒業していく子どもたちもおりますから、数は変動していくわけでございますけど、そういう状況でございます。

○福祉部児童福祉課長（日高 朗君） 先ほど平均的待遇のようなことでご質疑がありましたが、この事業は、民間の保育士の人材確保と給与等が低いということで、国が判断して行うものでございまして、保育所に支給する賃金改善額につきましては、現在の各保育園の給与をもとに算定するものではなく、園児の数により算定し、支給するものでございますので、平均的な給与といったものはこの規定の中にはないところでございます。

○13番（湯川逸郎君） 食物アレルギーの件につきまして再答弁させてください。

この中におきまして、特別調理室も計画しておるとありますが、どのような設備が特別に設置されるのか、その計画内容についてお知らせください。

それから、もう一つが、特別調理室は工事請負契約の中で何%ぐらいを占めて、財源として含まれているのかをお知らせください。

○教育長（小倉寛恒君） 現在このアレルギー食対応についての調理というのは、コーナーをつくって、境のないところでつくっていると。

ただ、そういった調理器具がまざらないように、そこは非常に慎重に対応しているわけですが、今回はこういった特別調理室として完全に仕切った中で、調理器具ももうほかに使うということのないような、そういった、いわゆる個室化したといいますか、そういうところで調理していくということの施設でございます。

その特別調理室をつくることによって、この全体の工事費の何%かというのは、ちょっと割り出すことは困難だと思っております。

○議長（玉利道満君） これで湯川議員の質疑を終わります。

次に、2番、笹井義一議員の質疑を許します。

○2番（笹井義一君） それでは、さきに通告いたしておりましたことにつきまして、これから質疑に入ります。

議案第65号 始良市幼稚園保育料徴収条例の一部改正について質疑を行います。

まず1つ目は、今年度からとはいつのことを示すのかということで質疑を出しておりましたけれども、これは附則で明記されておりました。確認できております。

2つ目は、改正前は始良市に在住という枠がございました。これがなくなっております。このことは他の市町村在住者も対象になるのか、こちらから出向いていてもいいのか、その辺を質疑をいたします。

それから、議案第68号 平成25年度一般会計補正予算（第7号）の33ページでございます。これまで答弁を全ていただきまして、おおむねわかっております。私立保育所に勤務する保育士の待遇を

改善する保育士等処遇改善臨時特例事業の扶助費、これは私立保育所設置費でございますが、2,420万2,000円の詳細を示されたい。

それから、40ページ、農業振興費の新規就農者就農奨励金1,300円の追加がございます。この詳細を示されたい。

また、本年度これまでに何人の新規就農者が誕生したのか、これもお示し願いたい。（発言する者あり）奨励金130万、1,300万ならいいんですけど、130万円の詳細を示していただきたい。

それから、41ページ、農地費の農村振興総合整備事業で土砂除去業務委託料870万円と測量業務委託に92万9,000円が追加されております。以下について説明を求めます。

まず1つは、これは1つだけでございますけれども、土砂を除去する理由、これをお示し願いたい。

それから、同じページでございますが、これはちょっと事業所が違います。経営体育成基盤整備事業計画策定の詳細をお示し願いたい。

それから、委託する場合、委託先はどこになるのか。

それから、対象農家の資格等があるのか。

それから、対象戸数と農家のかかわる内容を示せ。

それから、議案第69号 国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の第1号で、本年度決算期の繰越額をどの程度見込まれるのか、お示し願いたい。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 笹井議員のご質疑につきましては、副市長のほうでお答えいたします。

なお、教育費関係のご質疑につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）についての2点目のご質疑にお答えいたします。

保育士等処遇改善臨時特例事業は、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進めることを目的としており、市内13か所の私立認可保育所に勤務する非常勤、調理員も含む保育に携わる職員など約310人分の賃金改善額分であります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

今回の補正130万円の内訳は、就農奨励金1件につき20万円と、営農奨励金として月額5万円を10月からの6月分30万円の合計50万円を2人に支給いたします。

また、昨年、新規就農された方の奥様が、今回新たに就農されましたので、同じく6月分の営農奨励金30万円を追加支給するものです。本年度の新規就農者は、現在のところ3人です。

議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）についての1点目の1番目のご質疑にお答えいたします。

県営農村振興総合整備事業加治木地区の生産基盤整備のほ場整備において、本来ならば整備区域内の土砂で切り盛り施工するのが基本ですが、本地区の従前地には、一部急傾斜地があったことと、排水対策のため、水田のかさ上げが必要となり、宅地造成予定地の新西団地の非農用地部分5,210m²、屋ノ上団地内の非農用地部分4,682m²に、ほ場整備事業地外からの土砂やほ場整備事業地内で表土に適されない土砂などを造成用盛土材として一部仮置きしておりました。ことし2月に始良市土地開発

公社と結んだ住宅用地購入に関する確認書の中で、土地造成計画高より1m下げまでをシラス仕上げで実施する計画となっておりますので、新西団地で約1,400m³、屋ノ上団地で約1,820m³、計約3,220m³の土砂について、掘削積み込み運搬による土砂除去と一部基面整正を実施するものであります。

なお、土砂の一部約800m³の掘削積み込み運搬につきましては、建昌城跡地の市民農園2期分の盛土材として活用いたします。

業務委託費は、新西団地370万円、屋ノ上団地500万円の計870万円であります。

2番目から5番目までのご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

経営体育成基盤整備事業計画策定は、蒲生町米丸地区の排水路のパイプライン化に伴う新規事業樹立に向けた計画策定業務委託で、3調査項目のうち、2調査項目の経済効果算定及び活性化計画作成であります。

他の1調査項目は、事業計画策定で県単独農業農村整備土地改良トータルプランにより、始良・伊佐地域振興局農村整備課にて策定いたします。

本市対応の2調査項目のうち、経済効果算定としては、営農経費節減効果・維持管理節減効果・作物生産及び品質向上効果・更新効果等の調査があります。活性化計画作成としては、農業構造再編の目標作成・農地流動化計画作成・土地利用計画作成・農業機械利用計画作成などの調査であります。

委託先につきましては、現在のところ決まっておりませんが、始良・伊佐地域振興局農村整備課と協力しての計画策定でありますので、十分検討した上で発注したいと考えております。

対象農家としては、新規事業の実施要件に認定農業者の一定割合以上の増加と事業完了時に受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合増加がありますので、認定農業者と担い手農家の資格者が必要となります。

また、土地改良法第3条の土地改良事業に参加する資格として、農用地があり、耕作者か所有者であることが必要となります。計画策定の対象戸数は292戸で、事業実施に伴い、耕作農家の同意が必要となります。

次に、議案第69号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）についてのご質疑にお答えいたします。

現段階で本年度決算期の繰越額を見込むことは大変難しい状況であります。平成24年度の決算は、医療費の増加率が例年と比較して低かったことなどもあり、5億9,486万7,000円の繰越金となっております。

しかしながら、平成25年度のこれまでの状況を見ますと、例年並みか、それ以上の医療費の増加が見られることから、24年度決算並みの繰越しは見込めないのではと推測しております。

なお、国民健康保険税率の改定時にお示ししましたように、3か年の計画であり、単年度では1年目は黒字になりますが、2年目は収支がほぼ同額となり、3年目は赤字に転じることが予想されることから、1年目の黒字から充当する計画となっております。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第65号 始良市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の件についての1点目のご質疑にお答えいたします。

今年度からとは、平成25年4月1日からを指すものです。今回、文部科学省から県に通知された平成25年度幼稚園就園奨励費補助金等にかかる国庫補助限度額等についての各市町村への通知がおく

れたために、今回の議案の上程となりました。

なお、今回の改正となった幼稚園に3人以上在籍している対象者はありません。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

基本的に、本市の公立幼稚園の入園は、始良市立幼稚園規則第7条により、本市に在住しているものでなければなりません。

したがって、本市の公立幼稚園の保育料の減免対象者は、本市に在住の者で、他の市町在住者は対象にはなりません。

また、本市在住者でも、他市の公立幼稚園に通園することはできますが、それらの場合も減免の対象にはなりません。

以上、お答えいたします。

○2番（笹井義一君） それでは、議案第68号の一般会計補正予算につきまして質疑を行います。

ここで職員が約310人分、非常勤、それから調理師を含む職員等ということでございます。ここでちょっと割り算をしてみますと、1人当たり8万程度になるわけですね。これは年額8万というふうに見るのかなと思います。そして先ほどからありますように、これは臨時ということで1年間限定というような話がございますが、それをもう一回確認させていただきたいと思います。8万円のことと、それから1年間限定という。

○福祉部長（脇田満穂君） 8万という、私も割ってみます。およそ7万8,000円ぐらいでございます。

これにつきまして、その金額につきまして、平均して310で割ったときはその額でございます、この額を保育所ごとには、それぞれまた金額が違うわけですし、その金額の算定というのは、4月1日現在の園児数といいますか、その数でまず半年分、次に10月1日現在で同等に出すようになっております。年額をその保育園の額という形で決めさせていただいております。

そこに勤めておられる職員の、非常勤も含めてと先ほど答弁させていただきましたけれども、その額で積算はなされておりません。あくまでもその保育所に配分される交付金というのは、現在在園している子どもたちの数のみでこの金額は確定しております。（発言する者あり）はい。ですから、平均でいえば7万8,000円もしくは8万弱というのは出てまいりますけれども、それがどのようにその保育園でその職員方に配置されるかというのは、この要綱といいますか、国が示している中でも特段、保育園に委ねられているような表記でございまして、1人幾らということにはなってはいかないかもしれません。

あと、それから単年度であるというお話ですが、これにつきまして、来年度以降については、今の国が示している文書の中では示されておりません。単年度で切られても、先ほども答弁させていただきましたけど、なかなか難しい部分があるかと思うんですけども、現在のところ、国の示しているのは、この安心こども基金を使って、ことしということでしか記載はございません。

以上でございます。

○2番（笹井義一君） 一緒に質疑せにゃならんかったところを1つで終わってしまいまして。これから全てにわたりますけれども、このトータルプランの経営体育成基盤整備計画策定、これは蒲生の米丸ということで、一般質問と話がつながってきているわけでございます。このことにつきましては、

これを計画書をつくって、そして採択、申請に持ち込んでいくということでございますので、内容的にはほとんど理解できました。

次に、この土砂の排出ですか、ここの部分です。なぜ今補正なのかということがちょっと気になっているところでございます。事前にこのようなことはしっかりと把握されておられたことだろうと思うんですけども、なぜ今になっているのか、いろいろ書いてございますけれども、かさ上げが必要だったから、だから、そのした部分に急傾斜のところの土を持ってきて埋め込んで、その上に表土を戻すというようなことが書かれております。

それから、住宅用地には1 m以上のシラスを持ち込んで転圧して置きかえしなければならない、そういうこともここに述べられております。ボリュームを置かれております。じゃなぜ今こういう事態に至ったのか。県のほうの予算がめどが立って補正が、予算が交付されてそういうことになってきたのか、そのあたりをお聞きしたいと思っております。

それから、もう一つ、就農奨励金、このことにつきまして非常に期待を持っております。一人でも多くのこういう就農奨励金をもらえる人がこの始良市の中に生まれてくればなど、このように思っておりますけれども、少し少ないのじゃないかと。結局、本年度の就業者数、これは現在のところ3人と。前就農されていた人の奥さんの分まで含んで3人だということでございますけれども、そのあたりの啓蒙とか普及とか、そのあたりをどのようにされておられるのかということと、もう一つ、やはりよその地域と一緒に一並びの中でいくとなかなか難しい。もうちょっと色をつけて就農者をふやしていけるような努力が必要じゃないのかなということも含めて、これも最後になりますので、お伺いしたいと思います。

○農林水産部長（安藤政司君） まず、土砂除去についてのことにつきましてご答弁させていただきます。

加治木地区におきます農村振興総合整備事業につきましては、面的な工事が22年度で終わりました、23年度についてはその補完工事で行っております、今現在、換地等の最終的な作業を行っているところであります。

それで、そういう中で、先ほど答弁の中でもありましたように、ことしの3月に始良市の土地開発公社と非農用地換地の取得に関する協定を締結いたしました。その中で、先ほど答弁でもありました1 mのシラスの入れかえといいますか、出来高は1 mはシラスで行うということがわかりました。それによりまして、現在仮置きしておりました土砂につきまして、新西団地のほうで約30cmほどすき取ると申しますか、除去しなければならないと。屋ノ上団地のほうで約40cmほどを除かなければならないということになったわけであります。

それと、開発公社のほうの今後の土地造成のスケジュールのほうで、来年造成を始められるということの中で、県への開発行為の申請並びに造成工事の発注のほうで来年の3月以降、造成工事の完了が26年のおおむね7月ごろをめどということで事業が進んでいくということの中で、今回の補正の中で、今年度中の除去をしなければならないということで、今回補正に計上いたしましたところでございます。

次に、新規就農者が少ないのではないかとのご質問がございました。それと、啓蒙普及でございます。今回、2名プラス奥さんの就農ということで120万の予算を補正を計上いたしましたところですが、この新規に新たに就農される男性ですが、2名の方につきましても、昨年度より幾度となくご相談に

見えられ、営農指導といたしますか、新規就農に向けての指導、助言等は農政のほうでコーディネーター、担当者交えて行ってきたところであります。

また、県のほうからの紹介等で最近でもお見えになったり、自分でご相談に来られる方もございます。そういう中で新規就農、じゃあ明日から就農できますよというのも農地の問題、それとやはり農業を営むにしましてもいろんな経費、機械であるとか先ほど申しました土地等の問題、農業にいたしましてもすぐに収入があるわけでもございませんので、現在お持ちの蓄えと申しますか、貯蓄、そういうもの等もお聞かせいただきながら、なるべく始良市のほうに就農いただくような努力はいたしていると思っております。また収納支援の奨励金につきましても、県内でも一番とまではいかないかと思いますが、慣行栽培の方で2年、有機で3年というのは結構補助的にはほかの市町にも負けない奨励金の制度であるというふうを考えております。

今後も新規の就農者の確保に向けましては、いろんな機関、団体等通じて連携とりながら努めてまいりたいというふうを考えます。

終わります。

○議長（玉利道満君） これで、笹井議員の質疑を終わります。

次に、15番、堂森忠夫議員の質疑を許します。

○15番（堂森忠夫君） 議案第66号 工事請負契約の締結に関する件。

要旨1、主要構造は鉄骨ラーメン構造か。柱脚はコンクリートで根巻きするのか。鉄骨のむき出し部分がひさしにあるが溶融亜鉛メッキ加工するのか。建物内部での鉄骨のむき出し部分の表面仕上げはどのような仕様になっているか。設計仕様書にはグレードの指定があるのか。

要旨2、南側面で玄関上のひさしは3mの片持ちばりだが断面は幾らか。台風時に先端部がぶれるようなことはないか。このひさしの谷どいの納まりはどのようになるのか。谷どい幅は幾らか。このひさしとパラペットと屋根・鉄骨の納まりはどのようになっているか。

3、東側面のプラットホーム前のひさしは2mだが、雨は吹き込まないか。

4、室外機置場部分の床やパラペットは、コンクリート仕上げになっているが、雨漏りの心配はないか。スラブは面積が少ないがコネクターを鉄骨ばりに溶接する方法を採用するのか。スラブ施工は型枠を組むのか。

5、壁下地はC型鋼の縦胴縁か。妻側ではC型鋼の上下接合部間のスパンが大きい箇所には、横架材の耐風ばり等を入れたりしての強度確保が必要ではないか。

6、台風に耐えられる壁下地の施工保証は、施工前に図面上での検討を十分に重ねてから施工図の承認はすべきだが、技術的に把握している人材を現場管理に何名を常駐させるのか。

7、建設敷地は日当たりは良いが、当初の設計計画において、屋根面を南向きの片流れにして、太陽光を設置するなどの検討はしなかったのか。

8、建築全体での坪単価は幾らになるのか。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 堂森議員のご質疑につきましては、教育委員会の方でお答えいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第66号 工事請負契約の締結に関する件についての1点目のご質疑についてお答えいたします。

主要構造部は鉄骨ラーメン構造で、柱脚部は根巻きをいたします。ご指摘のひさし部分の鉄骨については、溶融亜鉛メッキ仕上げであり、建物内部での鉄骨のむき出し部分は耐火被覆仕上げで施工いたします。グレードの指定については、鉄骨製作工場の性能評価基準によるMグレード以上の指定としております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

南側玄関ひさしのはね出し部分の梁については、H型鋼を使用し、その断面は400×200×8×13で、台風時の許容応力度計算により断面の確認決定をしております。なお、玄関ひさしとといの収まり関係については、とい幅は300mmで、硬質木片セメント板の上に、シート防水で仕上げる状態となっております。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

東側プラットホームひさしについては、通常の雨では吹き込まないと考えておりますが、台風時などに吹き込むことも考えられますので、搬入口ドアからの雨水侵入を防ぐために、入口の下に幅150mmの排水溝を設置することにしております。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

室外機置き場については、スラブはデッキプレートの上にコンクリート打設し、仕上げはシート防水となっておりますので雨漏りの心配はないと考えております。またデッキプレートで施工するため、型枠を組むことはありません。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

壁下地の縦胴縁については、胴縁はC型鋼で施工して、構造計算では一番厳しい値で計算を行っており、強度は確保されていることから横架材は必要ないと考えます。

6点目のご質疑についてお答えいたします。

壁下地の施工関係については、業者から提出されます施工図の確認を十分にし、承認した上で施工させたいと考えます。

また、現場管理者は常駐いたしません。毎週の工程会議に出席してさまざまな課題に対処いたします。

7点目のご質疑についてお答えいたします。

太陽光発電パネルの設置については、構造的な面から計画しておりません。

8点目のご質疑についてお答えいたします。

建築坪単価については、約110万5,000円になります。

以上、お答えいたします。

○15番（堂森忠夫君） まず、今回これをちょっと専門的分野が入っておりますが、これを質疑に上げた理由といたしましては、私たちには市民からいろんな声がかかってくるわけです。やはり地元で出る工事はなるべく地元の業者ができればいいよなど、そして、ただどその下請で、仕事っていうのは下請がする分野が多いわけです。ですので、やはりそこには今までの工事発注された中で、答弁は要りませんが、例えば一つの例を挙げると、蒲生の中迫配水池なんかは、取った業者は丸投げ、市長が市外に出してるじゃないかという声があるわけです。だからこの工事をする事によって専門的な

分野から判断して、少しでも地元にも発注できる分野はないかなということ、こうして質疑を上げております。その辺をご理解いただきたいと思っております。

その中で、まずラーメン構造ということでございますので、柱のサイズ、鉄骨サイズはどのようなサイズになっているのか。それと柱脚、コンクリートベースプレート以下の柱脚断面、これは幾らになっているのか。それとアンカーボルトは何本になっているのかお答え願いたいと思っております。それと、溶融亜鉛メッキにひさしはなっているということですが、これの接合部分、柱とこのひさし部分のはり、これとの接合部分はどのようなふうになるのか。それと、鉄骨木造は蒸気とかに当たると腐ってしまいますよ。ですから、根巻きから上の部分はどういう鉄骨をボードで撒くのか、そういったところ。蒸気に触れないようにしているのか。それとMグレードということでございます。鉄骨は非常に管理が厳しいです。Mの上がHグレードになりますが、県内には今Hグレードは2社ぐらいしかないのじゃないかと思うんですが、この中でもMグレードがやらなきゃならない部位が、私は管理部門だと思っています。管理ですね。そして、例えば溶接の検査とかこういった検査、いろんな管理部分と、そしてハード分野、Mがソフト分野とするならば、ハード分野が必要です。ハード分野においては工場確保です。それと現場施工部分です。だから、その分野にわけると市内の業者でも十分仕事ができる分野が発生するんじゃないかと思っています。ですので、それに対してどのような対応をしているのか。

それと、ひさしで余って谷どいは300mmという答弁がなされております、ひさし部分の。なぜこれを出したかっちゅうと、後々のメンテナンス、まだ始良市も桜島の灰が大分降りますので、やっぱりそういったことを考えると必ず屋根上に上がらないと、ひさしの上に上がらないとならないです。ですので、そういった意味で出しているわけですが、硬質このセメントの厚みは幾らあるのか、シート防水です。人が乗っても絶えられる強度なのか、その辺についてお聞きしているところでございます。それと、そのシート防水の耐用年数、それとひさし部分が何箇所かありますが、スラブ部分、ここの部分がデッキプレートということでありますが、デッキプレートは厚みが1.2mmですので、ちょっとしたことでもう穴が開くわけです。これは型枠がわりですので、少しでもやはり腐ると落ちてきますので、落ちないようにする方法はありますが、これも素材としてはメッキの材料もありますが、その辺まで設計仕様書にうたっているのか。

それと、コンクリートと鉄骨の場合、材料が違う場合は非常に揺れとかこういったものに十分気をつけないといけないわけです。ですので、コネクターというのは役目はどういう役目をするか。鉄骨と鉄筋の役目ですので、コンクリートとよく付着する、かみ合わせる役目がありますので、ただその質問にそれは答えてないんです、質疑に答えてないんですが、デッキプレートはその役目は持っていません、単なる型枠がわりですので、そういった強度的な面において大事なところが答えてないんじゃないかなと。ただ、なんでコネクターを申したかという、面積が非常に少ないですので、ジベル施工っていうのもありますので、コネクターのほうがいいだろうと思って出しているわけですが、そういった現場作業が出てくるということを強調したいわけです。そういった分野はMグレードの会社で、企業でなくてもできるんですよという意味で上げております。結構現場作業が多いということです。

それと、胴縁関係において、胴縁は当然C型ですが、構造計算に十分厳しい値で計算しているということですが、これの材料の使いわけ、厚みがたいがい2.3mmですが、2.3mmの材料、それとこの横架材は入れる必要がないと答弁してありますけど、これの階高、基礎から階高、それとアール階まで

の、それによっては厚みも考えないといけないのじゃないかなと、そうすると現場施工で大分仕事かふえてきますから、そうなったときに市内で施工できる分野が発生するということを言いたいです。

それと、太陽光のパネルの設置ですが、構造的な面から計画しておりませんと答弁してありますけれども、最初の段階で市長が太陽光にしろと言え、それなりの設計事務所も設計すると思うんですよ。今の段階でははっきり言って丸屋根になっていますので構造的にはできませんよね。だから、最初の段階で検討したかと、最初から構造的にはできませんというのは、答弁にならないと思う。最初でそれを出せば、鉄骨はそれなりの配置をすれば、それに構造計算を入れて鉄骨配置をするわけですので、だから最初の段階で検討したかということ述べているわけです。

それと建築の坪単価が110万5,000円ということでございます。この工事を完成させるのにどれだけの業種が知事許可をもって業種が何業種入るのか、それとその中で市内業者がどれだけその中に関連持って仕事にかかわりを持てるのか、それは想定でよろしいです。そして、坪単価は110万5,000円ということでございますが、この中で一番、1業種の中で一番工事金額が上がる業種はどの業種なのか、これ設計するにはそれぞれの設計見積もり単価というのがありますので、そこから判断していただければ答弁できると思います。その答弁を聞いてからまた質問いたします。

○教育部長（小野 実君） 質問の内容はもう技術家、専門的な内容でありますので、議長の許可をいただいておりますので、学校教育総務課の施設担当係長を出席させておりますので答弁させます。

○教育部教育総務課施設第一係長（塩屋重信君） 施設第一係長の塩屋です。よろしくお願いいたします。ただいまの質問にお答えいたします。

柱のサイズからですが、コラムの350×12mm、あと300×12mm、250×9mm、あと200×9mmの合計4種類になっております。それと定着につきましては、アンカーボルトによって定着する形になりますが、350の柱につきましては、径が27の1,000mmのアンカーボルト8本によって結束です。それと300角の柱につきましては、呼び径が24の850mmが8本、あと250の柱につきましては、径22の800mmが8本、あと、200の柱につきましては、径20の700で4本となっております。あとベースプレートの大きさですけども、350角の柱につきましては550角、あと厚みのほうが25mm、あと300角の柱につきましては、500角の厚みが22mm、250の柱につきましては450角で厚みが22mm、あと200角の柱につきましては400角で厚みが19mmとなっております。

続きまして、溶融亜鉛メッキの関係ですが、胴縁台の塗装を今回は行う形になっております。工場で塗装するためほぼ統一に塗装されるのではないかと考えております。あと、持ち出しの部分につきましては、外部の部分につきましては、当然溶融亜鉛メッキをつくる形になるんですけども、内装工事のほうでは塗装になっております。それとあと耐火被覆によって仕上げる形になっております。あと、これにつきましては蒸気関係で鉄骨が傷みが発生する可能性があるものですから、強制排気等で設備の関係で考慮して設計してあります。

続きまして、鉄骨のMグレードについてなんですが、当然鉄骨を搬入する際には工場で検査をする形になります。鉄骨溶接部分について、融合の不良とか溶け込み不良等の有害な欠陥がある場合には修正して使う形になるんですけども、今回は大規模な建物ということもありまして超音波探傷試験を行います。それとあと第三者機関を非破壊試験技術者試験資格等を持っている業者によってさせるつもりであります。

続きまして、南側のひさしの谷どいの関係ですが、これは硬質系木毛板によって下地をつくり、その上にシート防水という形になっております。隅部関係、きれいにシートが行きわたるように、およびアルミによって、押さえ金具をすることによって雨水が漏れないように対策は十分とっていきたいと思っております。

あと、灰の対策につきましてですけれども、これもできるだけ降灰を取れる形で施工を行い、灰ができれば下に流れるような形で施工をしたいと考えております。

続きまして、荷さばき室関係のひさしの雨水が入ってくるかどうかという関係ですけれども、2mでするので当然台風時関係の大きな風の場合には雨の吹込みがあるのではないかと考えております。そのためプラットホームに150の側溝をもう回しておりますので、雨水が入った際にはそれらで処理をしようと思っております。

続きまして、デッキプレートの関係ですけれど、デッキプレートの接着の方法、コネクターを使えないのかという関係ですけれども、今回は溶接とピンで接合する形を考えております。あと、場所によっては頭つきのスタッドボルト等で施工する形も考えています。一応施工要領書の中にはその3種類で施工するように指導のほうは行っていかうかと思っております。

続きまして、縦胴縁の関係ですけれども、これにつきましては風力計算を行いまして、地域によって基準風速というのが決められております。鹿児島につきましては36mの風速によって構造計算を行うように指導されております。それによって計算をした結果、長期荷重のほうは800Nm²、あと風圧力のほうは1,560Nm²ということで、短期荷重の2,360Nm²には耐えられる構造で計算のほうはしてあります。

最後に、太陽光パネルにつきましてですけれども、今回につきましてはちょっとコストの関係等々考慮した関係で除いてあります。

以上です。

○15番（堂森忠夫君） 柱断面を聞いたわけですが、柱脚部分の断面が出てこなかったのちょっと、あ、まだ答弁がまだ足らなかった。これは3回目じゃなくして2回目の質問で、何種類の業種が。

○教育部教育総務課施設第一係長（塩屋重信君） 業種的には約20業種ほど下請で入るのではないかと考えております。まだ現段階では契約もすんでおらず下請通知書も出てきていません関係で、どこの業者に下請で業者を決めるのかは決まっておきませんが、大体6割から7割ぐらいは始良市内業者でできるのではないかと考えております。

あと、設計金額の一番高い工事につきましては、建具工事という形で考えております。

以上です。

○15番（堂森忠夫君） 3回目になりますけれど、非常に6割から7割だと、これは想定でしょうけれど、20業種ぐらいの業種が入るわけですので、この設計図ができたからといって100%それを、設計図はこうなってるから、契約でこうだったからじゃなくして、20業種は入るわけですので、20業種の施工図を合わせあってそして判断すると。でない、設計図がこうなっているから、私もいろいろ設計図を見てみましたが、設計図も間違いもありやはり専門的な分野を追求すると、やっぱりその専門、専門の分野を取り入れてやっていただきたいというのは、今の答弁でもスタッドボルト、スタッドボ

ルトってこのぐらいある、このまわり溶接、これスタッドボルトするには特殊な機械があるわけです。面積の少ないそのスタッドボルト、1本が何十万ちなります。だからコネクターの、だからその辺については業者の20業種の設計図がこうだ、これ契約だ、このとおりなんだよじゃなくして、そこを強調したいわけ。20業種の施工図を照らし合わせて判断していくと、そして今2回目の質疑でちょっと答弁が足らなかったんですけども、それは追求しませんので今後検討していただければなど、ひさし上の、人が乗っても大丈夫だというような強度しないと、どうしても灰の掃除に上がりますよ。そこにはもう専門屋さんですのでまた追及すりゃあ答えが出るとは思います、それでC型鋼も2.3が多いですけど、C型の構造計算で腕は4m以内、Cチャンの100の50で、2.3の4m以内ですよ。4mを超えた場合は厚みを上げるとか補強材を入れるとか、だから施工図で判断してもらい。

それとさっきも載りましたけど、その鉄骨の場合などはMの資格を持ってないからその現場の仕事はできないじゃなくして、その鉄骨の中でも管理部もハード分野、現場と工場と、ラーメン構造に関してはこれはもうMの工場でないとかこれはちょっと難しいです。溶接の基準が、仮に欠陥が出たら、その欠陥の手直しをする工場はM認定工場でないとその設備を持っていませんので、もう一回溶接した部分を超音波検査したときに欠陥が、中に内部欠陥が出たときにははつり直している、溶接し直さないといけませんので、ラーメン構造分野においてはこれはM工場ですし、C型鋼、胴縁とか現場施工、壁周りのC型鋼、これなんかは一般のところでもできるとは思いますので、だからそういった分野を考慮して工事発注というスタイルができればなどと思って、今そういうことを念頭に少しでも市内で6割、7割という数字が伸びるようにいただければと思ってこれ上げてますので、そういった中で、建具っていうのは現場においては据付がほとんど、現場施工っていうのがあるんですか、工場加工が多いと思うんですが。

○教育部教育総務課施設第一係長（塩屋重信君） 建具につきましては、工場で製作を行いまして、現場に搬入して組み立てるといふ、ほぼ枠関係は組み上がった状態でできてきますので、現場での組み立てといふのはほとんどないという形で考えております。

以上です。

○議長（玉利道満君） これで堂森議員の質疑を終わります。

昼食休憩に入ります。午後1時から開会いたします。

（午後0時00分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後0時58分開議）

○議長（玉利道満君） 19番、神村次郎議員の質疑を許します。

○19番（神村次郎君） それでは質疑を出します。議案第66号 工事請負契約の締結に関する件です。

1番目、契約落札日から本契約に至るまでの期間が長期間になっているが、落札者は工事の準備も急がなければならないと考えますが、もっと短期間ではできなかったのか、その理由を伺います。

2番目、校舎新築工事、給食室別棟新築工事6件の大規模工事が発注されましたが、地元経済に与

える影響は大きなものがあります。社会資本整備に当たって発注者としての公正な競争の促進が図られたかお伺いします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 神村議員のご質疑のうち、工事の発注関係につきましては副市長が、工事の契約関係につきましては教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第66号 工事請負契約の締結に関する件についての2点目のご質疑にお答えいたします。

発注方法としては、本市の入札の基本方針である地元業者の優先を念頭に置き、できるだけ多くの業者が入札に参加できるよう配慮し、始良市の建築工事格付けAランク及びBランクの業者で共同企業体を組織して入札申し込みをする、条件付一般競争入札を実施いたしました。入札ではAランク及びBランクの建築工事格付け業者21社のうち15社が参加し、12社が落札する結果となり、地元業者育成はもとより地域に大きな影響をもたらすものと考えます。工事の発注に当たっては、平成25年4月1日以降、予定価格については1億5,000万円以上は事後公表とし、公正な競争性をより一層高めたと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第66号 工事請負契約の締結に関する件についての1点目のご質疑にお答えいたします。

始良市立小学校給食室別棟新築工事については、先の第2回定例議会で労務単価の改正に伴う工事請負費の増額補正予算の審議をしていただき、その議決を受けてから工事の執行に入りました。

標準の閲覧機関をとった上で、8月6日に入札を行い、8月12日に仮契約を行ったところであります。

平成26年9月末を工事完了とする計画であることから、工事期間については十分確保されているものと考えております。

以上、お答えいたします。

○19番（神村次郎君） それでは、1番目のほうから再質問していきます。

校舎の新築工事と給食室の別棟と落札日から議会議決の日までを計算をしてみました。細かなことをしてまことに申し訳ないんですが、今からそのことを申し上げます。

校舎は落札決定日から議決までが12日間なんです。給食室別棟は落札決定日から議決をされるであろう10月2日を想定しましたが、それで57日間なんです。この、私は業者から質問をしつくり言われたわけではないんですが、やっぱり業者は落札をしてから仮契約をして、早く本契約したいんです。これはそうだと思います。この期間に57日というのは約2か月ですが、工事に準備をする必要あるんです。落札をした工事は早く着工したいというのがどこの業者も同じだと思うんです。後ろに長く伸ばすより前で早く工事を完成したい、そこだと思うんです。この57日っていうのはあまりにも大き過ぎると思います。どうなのか、お答えください。

それから、もっとこの期間を短くできなかったのか。校舎のほうは7月29日に落札決定をして、臨時議会8月9日なんです。給食室別棟が8月6日に落札決定です。それから、そしてなりますが、こ

れ何か答弁を見ると、設計変更で時間を要したと、そのこともよくわかります。ですが、やっぱりこの落札をした業者にもやっぱり配慮をすべきだと思うんです、発注者として。この期間に、仮契約から本契約の間に仕事はできませんよね。確認をしたいんですが、何もできないはずですが、こういう発注の仕方でのいいのか。

それから2番目ですが、2番目はこんな質問をすれば批判を覚悟で私は出しました。ただ心配をしているところはあるんです。この質問をしたのは、以前北海道庁で官製談合事件って言って、もうそのときから官製談合っち言い方をされていますが、土地改良事業である地域の仕事をずっと配分をしていったんです、それは地域要件を満たすためにです。私は今度の議案がそのことをしたとは言っていない。やっぱり私は気になったのでここを質問したところです、これは、配分になるんです、仕事の。ここはやっぱり配慮せんにやいかんと思います。始良市がした発注がそのことにはなっていないと、私も自信を持っているところです。回答には、公正な競争性をより高めたという判断をされていますので、私はそれで結構だと思います。

あと一つお聞きをしたいのは、入札及び契約は、基本的に入札価格を基準とした競争により、また最少の経費で最大の効果を上げるという経済性の原則によって行われているところですが、競争により最も安い価格で事業者から調達することが地方公共団体、さらには住民にとっても利益になるものでなければならない、そういうことだと思います。

そこで、今回の一連の学校建設工事関連の発注を終えて、始良市にとって地方公共団体にとっても、それから住民の利益になるものであったのか、そこをお伺いします。

2回目の質問は、以上です。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） 期間の問題でございますが、松原なぎさ小学校の建設関係につきましては、この6月議会が過ぎたころにちょうど契約関係の事務を進められるというような時期でありました。松原小学校は、ご存知のとおり平成26年7月31日を工期ということでしておりますので、その関係で8月に臨時会をお願いしたということでもあります。この給食室別棟につきましては、ちょうどこの9月議会の日程ぐらいになりましたので、この審議のほうについては議会のこの運営のほうに委ねたということで、確かにちょっと時間が空きましたが、工期が9月30日、26年9月30日ということでとってありますので、業者のほうにもその期間についてちょっと空くということについては十分説明はしたところでございます。

以上です。それと仮契約から本契約の間仕事はできないということでございますが、基本的に仕事についてはできないということになっております。

以上です。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

入札の価格が最小の価格で最大の効果をというようにことですが、まず松原なぎさ小学校につきましては、入札が建築関係が校舎4件と体育館、5件でございました。ここにつきましては基本的に市内業者にたくさん参加をしていただくという考えがあったわけですが、加えまして市内業者さんの建築関係の技術者の関係もございました。技術者が1社にたくさんいらっしゃれば、例えば各工区ごとに技術者を予定を貼り付けをしていただいて複数件落札というのも可能でありましたけれども、例えば建築の技術者が2人ないし3名ぐらいしかいらっしゃらないところは、1件だけに業

者を貼りつけをしますと、そこで仮に落札ができなかったら、次の案件ではもう参加できないという形になりますので、松原なぎさ小につきましては、1工区から4工区、それと体育館の順で開札をして落札をしたところは、次の案件については辞退扱いとしたいをしたわけでございます。ただし、今回の給食別棟につきましては、松原なぎさ小学校で落札した人はだめですよという形にはしておりません。そういったことで、小学校で落札した方ももちろん参加はできますし、金額が予定価格の範囲に入れば落札業者となるということでございます。そのようなことから、競争性は保ったというふうには理解をしているところでございます。

今回大きな金額を発注したわけですが、それに伴いまして、例えば資材、採石、生コン、それから下請、雇用の関係、それと松原なぎさ小辺りでは恐らく100名を超える作業員の方になろうかと思えます。そういったことから地域にも非常に与える影響が大きいというふうに考えております。

以上でございます。（「指名長にお聞きをしたいんですが、答弁をお願いしたいんですが。2番目のほう、地方公共団体へとっても利益になったか、住民にとっても利益になったか」と呼ぶ者あり）

○副市長（大橋近義君） とある方から始良市の業者は大丈夫かといったようなお話があったと、しかしそれに対して受注された始良市の業者は、ばかにしないでほしいと、立派なものをつくりますよというふうな答弁をされたと、お話をされたというふうなことも伺いをいたしました。今回大きな事業をそれぞれ受注されたわけですが、それぞれの会社の名誉にかけて、あるいは技術者の技術の向上に向けて、あるいは始良市の経済の反映に向けて大きな効果があるものと私は思います。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） 副市長、私が求めた回答をされませんでしたね。

一番目の問題ですが、私校舎のほうと蒲生境の三叉小学校のところを見に行きました。校舎の工事のほうは9月12日に行きましたが、ちょうどくい打ち機が入ったころのようでした。これで落札決定日から46日です。相当それぞれでそれぞれの会議をされてこの日だったと思います。私はさっき落札日から57日目が決めた日だと言いましたが、これ比較をしても大変だと思います。何とかやっぱり、私たちは言うばかりで執行権がありませんので、何かやっぱり工夫せんとおかしいと思いますよ。私三叉の小学校跡地に行ったら業者らしき人が来ていらっしやいました。らしき人がですからね。もう居ても立ってもいられないと思いますよ。もう一回お答えください。どうにか改善方法はないのか。

それから、私はこの2番目の質問ですが、指名委員長はもう一回お答えください。地方における公共工事の入札においては、どこもですが競争性を確保しつつ地域性の要因を配慮して取り組んでおられます。これまでも始良市においても一生懸命取り組みをされてきた成果があらわれております。そのことを私は評価をいたします。こういう、指名委員長はご存じですかね。平成12年に交付された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律あるんですが、この中に地域要因については過度に競争を制限することのならないよう運用を図るべきだ、そういうことが記述されています。私はこういうことには始良市はなっていない、そういうふうには認識をしています。このことをやっぱり今後も、言いかえると公正な競争の促進を図るべきだということで答えていらっしやいますので、そのとおりでよいと思いますが、ぜひ今後も始良市の発展のために建設産業の発展のためにもぜひ努力をいただきたい思っているところです。

あと質問したことをお答えください。

○教育長（小倉寛恒君） いわゆる落札日からこの議決に至るこの期間、この松原なぎさ小学校に關しましては国の補助金の内示を受けて、そしてまた臨時議会も議会にお願いしてスピード感のあるそういった施工、着手ができたと思っております。この新設小学校にかかわる、いわゆる給食室の別棟工事につきましては、この議会で即決したという考え方もありましたけど、慎重審議ということで委員会も付託してそれを経てという考え方でちょっと10月2日のということで現段階では少し間延びした感じというのは当然あったと思います。できるだけ速やかにという議員のご指摘というのは、業者の皆さんにとってはやっぱりそれに相当することかなと思っております。今後はやっぱりそういったことについては、私どもこういった大きな箱物については、今回立て続けに来たわけでありまして不慣れなところもありましたけれども、そういうことで今肅々と進めてきているという状況にはございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○副市長（大橋近義君） 入札執行にあたりましては、契約規則あるいは入札委員会規定等々に基づきまして、今回につきましてはこの条件付一般競争入札という制度を適用させていただいたところであります。今後の入札にあたりましても、始良市の入札の基本方針であります地元業者の優先を念頭に置きながら、そしてしかるべき大きな事業については分割発注ができないかとかそういったことも考慮に入れながら適正な入札の執行に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（玉利道満君） これで、神村議員の質疑を終わります。

次に、里山和子議員の質疑を許します。

○23番（里山和子君） 議案第66号 工事請負契約の締結に関する件についてですが、始良市立小学校給食室別棟新築工事は3つの特定建設工事共同企業体が入札をし、福永・山藤特定建設工事共同企業体が落札、2億4,550万円で落札しましたが、3つの企業体の落札率はそれぞれ何%だったのかお伺いをいたします。

次に、議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）についてお伺いします。

ページ12ページの財政調整基金繰入金をなせ9,000万円減額補正するのかどうか、14ページの前年度繰越金1,721万6,000円を増額補正して、繰越金は約3億円近くになってきておりますが、留保財源はどのくらい残っているのかどうか、16ページの臨時財政対策債の4,790万円の減額補正の理由は何だったのかをお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 里山議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第66号 工事請負契約の締結に関する件についてのご質疑にお答えいたします。

本件を落札した福永・山藤特定建設工事共同企業体の落札率は97.9%でありました。

残る2共同企業体につきましては、丸岡・創建特定建設工事共同企業体は98.7%、キョクヨウ・フツハラ特定建設工事共同企業体は99.3%でありました。

なお、本件につきましては、5共同企業体の入札参加申請がありましたが、2共同企業体は辞退し

ております。

議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算(第7号)についての1点目のご質疑にお答えいたします。

今回の補正では、歳入における平成24年度の事業精算に伴う特別会計からの繰入金追加、歳出における人件費の減額などがあり、一般財源を減額する補正となりましたので、財源調整として当初予算に8億9,000万円を計上しておりました財政調整基金繰入金を9,000万円減額して対処するものであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

補正後の前年度繰越金の留保額は、4億167万2,000円であります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

臨時財政対策債は、例年8月に発行可能限度額は示されます。本年度は、その算定方式に一部変更があり、当初予算に比較して低い発行可能限度額が示されましたので、今回減額補正とするものであります。

以上、お答えといたします。

○23番(里山和子君) 神村議員への答弁書に、「平成25年4月1日以降に、1億5,000万以上は予定価格については事後公表した」と書いてありますけれども、私松原なぎさ小学校のこの入札率と今回のこの小学校給食室の別棟工事の入札率が非常に高いのがちょっと気になっているんですよ。参考までに、なぎさ小学校のほうの入札率を申し上げますと、第1工区が94.8%、2工区が98.4%、3工区が98.5%、4工区が99.0%、体育館が98.1%となっているんです。今回は97.9%で入札、落札しているんですけれども、ほかは98.7とか99.3とか、非常に100%に近い入札率で落札されているわけですよ。1億5,000万以上ということですから、これどの事業もそれに入っているわけなんですけれども、非常に入札率が高いところから考えて、そういうことはないと思うんですけれども、予定価格がどこかで漏れていた可能性とか、それから談合の可能性とか、そういうことも私は危惧されるのではないかなと思うんです。非常に数字が高いですので、その点について工事監査課はどのように考えておられるのかということが1点です。

それから、次は議案68号なんですけれども、特別会計からの繰入金財政調整基金がこの9,000万円減額された理由として、特別会計からの繰入金追加とあるんですけれども、これはどの会計からどのぐらいの繰入金があったのか、それから人件費の減額はどのような減額なのか、どこの課でどのような人件費が減ったのかとか、額はどのくらいだったのかということをお知らせください。

それから、大体去年度の一般会計の歳入歳出の差額というのが約14億ぐらいあって、7億円は財政調整基金に積んで、7億円を、大体この半分を翌年度の繰越金に使うというような半分、半分というような考え方がよく述べられているんですけれども、留保額は約4億167万2,000円ということで出るんですけれども、このぐらいのあと財源が残っていることがわかりますよね。そうしますと、あと留保財源としては普通交付税とか特別交付税とあると思うんですけれども、そのあたりは大体どのくらいが見通しはされているのかということについてお答えいただきたいのが1点です。

それから、臨時財政対策債ですけれども、8月に発行可能の限度額が示されて、本年度はその算定方法に一部変更があって、当初予算に比較して低い発行可能限度額が示されたというふうに書いてあるんですけれども、この算定方法の一部変更というのはどのようなものだったのかということについて

お伺いたします。

以上です。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

まず特別会計の関係でございます。ちょっとこの関係、ページでいえば今回の7号補正、13ページのほうに一応記載のほうしているわけなんでございますが、まず後期高齢の医療特別会計繰入金が今回1,466万4,000円、それと介護保険特別会計保険事業勘定の繰入金、これが3,279万1,000円、合計で4,745万5,000円の今回補正ということで、この分が特別会計からの繰入れでございます。

それから人件費の減額ということでございますけれども、大枠的にはちょうどページでいえば65ページになります。こちらのほうで6月補正でいろいろ協議していただきました給与減額の増減分、こちらのほうが給料及び職員手当等で約1億1,000万、それとその他の異動等に伴ってしたものが1億4,600万というような形で今回の減額の、人件費のほうの減額になっております。

それから特別交付税、普通交付税ということで、留保ということですが、今回につきましてはまだ7号補正の中では特別交付税、それから普通交付税については予算計上はしておりませんが、一応内容につきましてはお答えさせていただきたいと思っております。

まず、今年度の普通交付税は交付決定のほうがなされております。金額が80億5,876万9,000円ということで交付決定のほうがなされております。それと、現段階では当初予算のほう、額が79億5,000万円ということございますので、差し引きしますと1億876万9,000円が留保ということになっております。ただこれは算定という形でございますので、今後またさらに調整される場合もあることから、今回の補正予算のほうには計上してございません。

それから特別交付税につきましては、当初予算のほうに4億円計上しております。財政課のほうとしましては県のヒアリング、9月9日のほうに実施、受けているわけなんですけれども、最終決定は例年3月下旬に行われます。そういうことで、現段階におきましては、その見込額の見通しということは全く立っていないというのとあわせて、今年度議員ご承知のように、全国各地で豪雨とか災害関係などでさまざまな災害出ております。ということは、鹿児島県のほうには始良市も含めてでございますけれども、それだけの特別交付税ということはなかなか見込めないんじゃないかということで、現在この4億円ということで予算計上しているこの分で現行考えておるところでございます。

それから臨時対策債の関係でご質問いただいたわけなんですけど、ここにつきましては、24年度まではそれぞれ人口による基礎方式というのとあわせて財源不足の基礎方式というこの2つの方式でやっておりました。ただ、25年度の算定からは人口基礎方式のほうがもうなくなって、先ほど申し上げました財源不足額の基礎方式1本になった関係で、今回こういう形で決定をいただいて減額を記したところであります。

以上でございます。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

予定価格の漏れはなかったかというようなご質問でしたけれども、予定価格につきましては、指名委員会、今回の場合は条件付の一般競争入札ですので、運営委員会の後に予定価格を入れていただいておりますけれども、封をしまして開札のときまで工事監査課のほうで保管をしておりますので漏れはないというふうに認識をいたしております。

それから、談合の可能性はなかったかというようなことでございますけれども、先ほどご質疑がありましたように、1億5,000万円以上は事後公表ということで公表しておりません。それは、適切な積算をしていただくということが根底にございます。事前公表しますと、積算をしないで結果的に積算を適切にできなかった人から落札するということが考えられますけれども、事後公表ということで、各会社が実施に向けて適正な積算による入札の結果だというふうに思っております。また談合情報等については工事監査課のほうには来ておりません。

以上でございます。

○23番（里山和子君） 今の点につきまして、教育長や指名委員長のご見解をお伺いいたします。

○副市長（大橋近義君） 各業者に置かれましては、それぞれの今工事監査監のほうからもお答えしましたように、それぞれの積算をされたデータをもとに入札されて、そしてその入札の結果が今回のような結果となったというふうに理解をしております。

○教育長（小倉寛恒君） 落札率が高かったということからそういった推測をされるんでしょうけども、私どものほうから何か漏れるとかそういったことは一切ないわけで、こういった工事に着手する前から厳重に担当課、担当係にはそういったことについては慎重に対応するようというところで、業者との接触も含めてその辺は厳しく指導しているところでございます。そういったことは全く考えられないというふうに考えております。

○議長（玉利道満君） これで、里山議員の質疑を終わります。

次に、川辺信一議員の質疑を許します。

○12番（川辺信一君） 1点お尋ねしますが、議案第70号のうちのページ8ページの、医療用機械器具費のエックス線診断装置について質疑しますが、1点目は購入費、この機械の機器の購入費、それと経過年数について示せ。

2点目は、リース方式等の採用はできなかったのかということです。

3点目は、ほかの地方公共団体ではどのような利用形態になっているかということです。

○市長（笹山義弘君） 川辺議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第70号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第1号）について1点目と2点目のご質疑につきましては、関連がありまので一括してお答えいたします。

エックス線診断装置は、当初はリース方式としており、5年間のリース期間満了後に、譲渡を受けたものであります。

なお、5年間のリース料は789万4,950円で、リース開始から10年6か月が経過しております。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

他の地方自治体について、詳細な調査はいたしておりませんが、医療機器につきましては、購入の

際に国の補助金も活用できますので、補助金を活用して購入する場合とリース方式との有利なほうを各地方自治体の判断により選択することになります。

以上、お答えいたします。

○12番（川辺信一君） リース期間が終わって譲渡されたということなのですが、この譲渡というのは価格が伴うものなんですか。それでその場合は幾らで譲渡を受けたのかということですか。それと、この装置の大体耐用年数というのはどのぐらいなっているのかということですか。

2番目のリース契約につき、リース契約だったちゅうことなのですが、最初は、5年の満了期間が来てあと譲渡を受けたということで、リース契約にされておったということなのですが、リース契約の場合は国の補助金ちゅうのは対象外なのかということですか。それで、補助金を活用した場合にはこの機器の大体何割ぐらいの割合で補助金が受けられるのかという点です。

それと、リース方式を最初選ばれたちゅうことなのですが、リース方式の場合の業者選定はどういうふうにして選定したのか、決めたのかという点です。

それで、最後に、3点目に、ほかの例えば鹿児島市立病院だとか鹿大付属病院とか県立病院とか公的な公共の病院がたくさんあるわけなのですが、そういったところは相当な医療機器を導入しておるわけなのですが、そういったところの実態、利用形態についてお尋ねしたいちゅうことだったのですが、それはまだ調べてなかったということですか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えします。

まず1点目の譲渡については幾らかということですが、当時の契約の中に具体的には譲渡については掲載はしてないかと思えますけれども、ただ「契約にない場合は双方に協議をして」というのがございますので、その中で譲渡ということなんですけれども、価格については無償ということでございます。

それから2番目の耐用年数でございますが、医療機器についてはいろいろございますけれども、このエックス線については8年になっているようでございます。

それから国の補助金の関係でございますけれども、リースの場合は補助の対象にはならないということで、購入についてのみ補助が出るということで、割合は3分の1になっているようでございます。

それからリース業者の選定方法ということですが、何せ10年前なんですけれども、この医療機器は島津製でありまして、リースはNECのほうからリースということで、他のリース会社がどこというのはちょっと記録にありませんけれども、リースの算定方式に基づいて一番安いリースがNECリースということだったというように記憶しております。

それから、最後の他の自治体でございますが、質問が診療所の質問ですので、県内には4市3町で約15か所の診療所がございます。その中で答弁にもありますように、調査しておりませんけれども、答弁にありますように、リースの場合とそれから補助金の場合、3分の1出ますけれども、自治体において判断ということなのですが、始良市の場合は大体200万を基準に、200万以上の場合がリース、それ以下が購入という基準を設けておりますけれども、自治体についてはそれぞれの判断というふうに考えております。

以上でございます。

○12番（川辺信一君） リース契約っていうのは私がなぜ質問したかといいますと、修繕費、これ今回168万という補正予算の計上なんですけど、リース契約の場合は当然修理費っていうのは負担しなくていいということになっておると思ひまして、その場合でしたら当然金利だとかそれと保証料みたいなもの、修理をしなくて負担は業者が持つわけですから、リース業者が、その辺の分も含められてリース料というのは設定されておるわけですし、この場合で5年間で総額が789万というリース料になっておりますが、これを仮に補助金を利用してつくった場合は、この支払総額の3分の2以下で当然購入できるというふうになるわけです。当然、ほいでリースっていうのは5年間は修理は発生しなかったわけですが、大体機械っちゃうのは大体もう3年、5年は修理をしないのが当たり前であって、リース期間が満了後にこういった修理代が発生するっていうのは非常にまた負担が大きく感じるわけですし、ですから補助金というものがあれば、リース料も当然税金で払われているわけだから、国の補助金を活用して、3分の1も出るんであったら、なおかつ一括して購入ということで入札させれば、このリース料の3分の2以下で購入できたということで、市の財政にもその分が負担がなくなるわけなんですけど、ですからこういう補助金が出るものについては、200万以上がリース契約云々じゃなくて購入するというほうが非常に合理性があるわけです、そういった観点でお尋ねします。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 議員がおっしゃるような考え方もあるでしょうけれども、リースの場合、一つのメリットとしまして、例えば5年リースの場合、価格的には5年間で割るわけですので、費用の平準化ということで、毎年の支払額が最小限に抑えられるというメリットも逆にありますけれども、北山診療所の事業運営を考えますと、一般会計からの繰入れをして運営をやっているということを考えますと、費用の平準化というメリットを優先して、単年度ごとの事業運営をなるべく一般会計のほうへ負担をかけないという視点でも一つの考え方というふうに考えておりますので、各自治体、そういうことを踏まえてリースあるいは補助金を使った購入という判断をされているというふうにご覧しております。

先ほど言いましたように、毎年の費用の平準化、これが一番優先した判断基準だというふうにご覧しております。

以上です。

○議長（玉利道満君） これで、川辺議員の質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第64号から日程第10、議案第68号までの一括質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これより議案処理に入ります。

議案処理につきましては、さきに配付しました議案処理一覧によって処理します。

日程第1、議案第64号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件から、日程第6議案第73号 平成25年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第1号）までの6案件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、日程第1、議案第64号から、日程第6、議案第73号までの6案件は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第1、議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第64号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。したがって議案第64号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第2、議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第69号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。したがって議案第69号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第3、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第70号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第70号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第4、議案第71号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第71号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第71号 平成25年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第5、議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第72号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第72号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第6、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第73号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第73号 平成25年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第7から日程第10、日程第7、議案第65号 始良市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の件から、日程第10、議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）の4案件につきましては、さきに配付しました議案処理一覧のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君）

日程第11、請願第2号 学校給食の自校方式の存続を求める請願

日程第12、請願第3号 学校給食の新調理施設の運営及び現行自校方式による給食調理場の存続と充実を求める請願

日程第13、請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第14、請願第5号 消費税増税の中止を求める請願

及び

日程第15、陳情第7号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼動を認めない決議」の採択を求める陳情書

までの5案件を議題とします。

○議長（玉利道満君） これらの請願及び陳情は先に配付しました請願文書表及び陳情文書表のとおり

所管の常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君） 日程第16、発議第4号 始良市長の専決事項の指定についての一部改正を議題とします。

○議長（玉利道満君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第37条3項の規定により趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。発議第4号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。法元隆男議員、登壇してください。

○7番（法元隆男君） 登壇

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

まず原案に反対者の討論を許します。里山議員。

○23番（里山和子君） 発議第4号 始良市長の専決事項の指定についての一部改正について、反対討論をいたします。

憲法25条では、国民の健康で文化的な生活を保障している条項がありまして、ここで人権の問題や居住権の問題をきちんと憲法で保障しているところでございます。

またこの間国民の所得は平均で75万円ですか、年金も減らされておられて、これからまた消費税も安倍総理は上げようというような姿勢でございますけれども、市営住宅の滞納者はこのように物価が上がり税金が上がって所得が減っていきますと滞納者はますますふえてくる可能性があるわけでございます。時には悪質な滞納者もあるかとは思いますが、そういう場合には一件一件、この間帖佐駅前のごことが議題に上って議決されましたけれども、あのよう是一件一件議会にかけて解決していけばできるわけでございます。こういう市長の先決にして議会には報告だけという形になりますと、人権に反し、行き場のない人々をつくり、ひいては自殺をすることにもなりかねないというようなことにもなっております。市営住宅は低所得者にとっては最後の砦になるものでありまして、市民の居住権を侵害するものでございます。市長専決事項になり議会に報告だけでいいということになりますと、どんどんまたこういう事例を進めていくということにもなりかねないということを危惧いたしますので、そういうことを含めて、以上反対討論としたいと思います。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。森議員。

○9番（森 弘道君） 発議第4号 につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

権限の委任は原則として法令上担任せしめられた配分に変更を加える者で、これを乱用すると法令のもとに築かれている行政的安定性を損い、住民の関係利害にも直接影響を与えることが甚大であることから、法令に根拠のない委任は許されないとあります。がしかし、今回は自治法第180条議会の委任による専決処分で法的根拠によるものであり、市営住宅にかかわる家賃等の個別的事件についての委任であります。一連の行政手続を切れ間なく執行しなくては対応がおくれたり事務処理が困難であります。今回の専決事項の指定についての一部改正については、県をはじめ県内6つの市が実施をしており、市営の債務不履行を少しでも減らし、自主財源の確保を図ることから賛成といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから発議第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。発議第4号始良市長の専決事項の指定についての一部改正は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は9月24日午前10時から開きます。

(午後1時56分散会)